契　約　書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 委託業務の名称 | 名古屋スポーツコミッション活動支援業務委託 |
| ２ | 業　務　内　容 | 別紙仕様書のとおり |
| ３ | 委　託　金　額 | ￥　　　　　　　　　　★  うち取引に係る消費税及び地方消費税の額￥　　　★ |
| ４ | 委　託　期　間 | 契約締結の日から令和6年3月31日まで |

　上記業務の施行について、別添業務委託約款により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

　この契約を締結するため、本書2通を作成し、委託者及び受託者で記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和5年　月　日

　　　　　　　　　　　委託者　　名古屋市中区栄三丁目18番1号

　　　　　　　　　　　　　　　　デザインセンタービル7階　デザインラボ9号室

　　　　　　　　　　　　　　　　名古屋スポーツコミッション会長　杉野　みどり

　　　　　　　　　　受託者

業務委託契約約款

（総　則）

第 1条　委託者（以下「発注者」という。）及び受託者（以下「受注者」という。）は、この約款（契約書又は請書（以下「契約書」という。）を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の設計書、図面、仕様書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

 2　受注者は、契約書記載の業務を契約書記載の履行期間内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。」を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。

3　発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者の現場代理人に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の現場代理人は、当該指示に従い業務を行わなければいけない。

4　受注者は、この約款若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

5　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6　この約款に定める催告、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行われなければならない。ただし、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、発注者及び受注者が必要でないと認めたときは、この限りではない。

7　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

8　この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

9　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4年法律題51号）に定めるところによるものとする。

10 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

12 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（業務工程表、業務着手届）

第 2条　受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて業務着手届及び業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2　発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から 7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

3　第1項の規定にかかわらず、発注者が必要でないと認めたときは、受注者は、業務着手届又は業務工程表の提出を省略することができる。

4　業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（契約の保証）

第 3条　受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第 5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

　(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第 195号）第 3条に規定する金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第 2条第 4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2　前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第 5項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の 1以上としなければならない。

3 受注者が第 1項第 3号から第 5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第44条第 3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4　第 1項の規定により、受注者が同項第 2号又は第 3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第 4号又は第 5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5　業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の 1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第 4条　受注者は、この契約により生ずる権利又は業務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2　受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（著作権の譲渡等）

第 5条　受注者は、成果物（第32条第 1項の規定により準用される第26条に規定する指定部分に係る成果物及び第32条第 2項の規定により準用される第26条に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第 2条第 1項第 1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合は、当該著作物にかかる受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡しの時に発注者に無償で譲渡するものとする。

2　発注者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

3　受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

4　受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第 1条第 5項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

5　発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第 1項第 9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の 2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（再委託等の制限等）

第 6条　受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2　受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3　受注者は、業務に一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。

4　受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者に下請負届を提出しなければならない。

（特許権等の使用）

第 7条　受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象になっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったことが明らかなときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

　（監督員）

第 8条　発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を書面若しくは口頭により受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2　監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の現場代理人に対する業務に関する指示

(2) この約款及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の現場代理人との協議

(4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照会その他この契約の履行状況の調査

3　発注者は、 2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第 2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5　発注者が監督員をおいたときは、この約款に定める指示等については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6　発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

（現場代理人）

第 9条　受注者は、業務の技術上の管理を行う現場代理人（統括責任者を設置し業務を受注した場合を含む。）を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に書面若しくは口頭により通知しなければならない。その者を変更したときも同様とする。

2　現場代理人は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、業務委託料の請求及び受領、第12条第 1項の請求の受理、同条第 2項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3　受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

（照査技術者）

第10条　受注者は、設計図書に定める場合には、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも同様とする。

2　照査技術者は、前条第 1項に規定する現場代理人を兼ねることができない。

　（履行報告）

第11条　受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（現場代理人等に対する措置請求）

第12条　発注者は、現場代理人若しくは照査技術者又は受注者の使用人若しくは第 6条 3項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実績につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2　受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3　受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4　発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求の受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

（貸与品等）

第13条　発注者が受注者に貸与し、又は支給する業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2　発注者又は監督員は、貸与品等を受注者の確認の上、引き渡さなければならない。この場合において、受注者は、品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

3　受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、発注者からの依頼に基づき引渡しの日から遅滞なく、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4　受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

5　受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

6　受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

7　受注者は、貸与品等の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

（設計図書不適合の場合の修補義務）

第14条　受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

　（条件変更等）

第15条　受注者は業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

(2) 設計図書の表示が明確でないこと。

(3) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件が相違すること。

(4) 設計図書で明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2　前項の調査の結果により第 1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

3　前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書等の変更）

第16条　発注者は、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

　（受注者の請求による履行期間の延長）

第17条　受注者は、その責めに帰することができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

　（発注者の請求による履行期間の短縮等）

第18条　発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2　発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（履行期間の変更方法）

第19条　履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第17条の場合にあっては発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から 7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（業務委託料の変更方法等）

第20条　業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から 7日以内に協議開始の日を通知しない場合は、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3　この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（臨機の措置）

第21条　受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2　前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

3　監督員は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4　受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

（変更に伴う手続）

第22条　第14条から前条まで、第25条及び第33条の規定によりこの契約の変更をする場合は、発注者及び受注者は、発注者が指定する日までに変更契約書又は請書により契約の変更に伴う手続を行うものとする。この場合において、業務委託料の変更を伴い、かつ、第 2条第 1項の規定により業務工程表を提出しているときは、変更後の業務工程表を併せて提出するものとし、業務の工程を変更した場合において同項の規定により業務工程表を提出しているときは、変更した日から14日以内に変更後の業務工程表を提出しなければならない。

2　前項の規定により提出される業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（一般的損害）

第23条　成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第 1項若しくは第 2項又は第25条第 1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第24条　業務を行うにつき第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、同項の損害のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

3　前 2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第25条　成果物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、成果物に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくものを除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3　受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、業務委託料の変更又は損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4　損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、発注者と受注者とが協議して定める。

(1) 業務の出来形部分に関する損害を受けた出来形部分に相応する業務委託料の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 貸与品等で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、この修繕費の額とする。

（検査及び引渡し）

第26条　受注者は、業務を完了したときは、直ちに発注者に業務完了届を提出しなければならない。

2　発注者は、前項の業務完了届を受理したときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3　前項の検査は、発注者が指定した検査員が行うのもとする。

4　受注者は、第 2項による発注者の業務の完了の確認があったときは、直ちにその成果物を発注者に引き渡さなければならない。

5　受注者は、第 2項の検査の結果履行が不完全である旨の通知を受けたときは、次項に定める場合を除き、発注者の指定する日までに修補しなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了をみなして前 4項の規定を準用する。

（業務委託料の支払い）

第27条　受注者は、前条第 4項（同条第 5項後段の規定により準用される場合を含む。次条第 1項において同じ。）の規定により成果物を発注者に引き渡したときは、名古屋市会計規則（昭和39年名古屋市規則第 5号）の定めるところにより、業務委託料の支払いを請求することができる。

2　発注者は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求書を受理した日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

（部分使用）

第28条　発注者は、第26条第4項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2　前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3　発注者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払）

第29条　発注者があらかじめ設計図書において前払金を支払うことを定めたときは、受注者は、保証事業会社と契約書記載の履行期間を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2条第 5項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、設計図書に定める額の前払金の支払いを発注者に請求することができる。ただし、この請求は、発注者の承認を得た場合を除き、契約締結の日から20日以内にしなければならない。

2　発注者は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求書を受理した日から30日以内に前払金を支払わなければならない。

3　前払金の支払完了後において、業務委託料に変更があっても前払金の額は変更しないものとする。

（前払金の使用）

第30条　受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

（部分払）

第31条　発注者があらかじめ設計図書において部分払いをするものと定めたときは、受注者は、業務の完了前に、受注者が既に業務を完了した部分（次条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡し部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）に相応する業務委託料相当額の10分の 9（発注者が適当であると認める部分にあっては10分の10）以内の額について、次項から第 7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。

2　受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る既履行部分の確認を発注者に請求しなければならない。

 3　発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、受注者の立ち会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。

 4　前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

 5　部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第 1項の業務委託料相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第 3項の通知にあわせて第 1項の業務委託料相当額の協議を申し出た日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

　　　部分払金の額≦第 1項の業務委託料相当額×（ 9／10（発注者が適当であると認める場合にあっては10／10）－前払金額／業務委託料）

 6　受注者は、第 3項の規定による確認があったときは、前項の規定により算定された額の部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、適法な請求書を受理した日から30日以内に部分払金を支払わなければならない。

 7　前項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第 1項及び第 5項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額」とするものとする。

　（部分引渡し）

第32条　成果物について、発注者が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第26条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と、第27条中「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2　前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完成し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第26条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と、第27条中「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

3　前 2項の規定により準用される第27条第 1項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第 1号中「指定部分に相応する業務委託料」及び第 2号中「引渡部分に相応する業務委託料」は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、受注者が前 2項の規定により準用される第26条第 2項の検査結果の通知を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(1) 第 1項に規定する部分引渡しに係る業務委託料＝指定部分に相応する業務委託料×（ １－前払金額／業務委託料）

(2) 第 2項に規定する部分引渡しに係る業務委託料＝引渡部分に相応する業務委託料×（ １－前払金額／業務委託料）

（前払金等の不払に対する業務中止）

第33条　受注者は、発注者が第29条又は第32条において準用される第27条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務に全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2　発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任）

第34条　発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者と受注者とが協議して、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3　第 1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

　(1) 履行の追完が不能であるとき。

　(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

　(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

　(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（発注者の任意解除権）

第35条　発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第37条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第36条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

　(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

　(2) 履行期間内に業務が完了しないと認められるとき。

　(3) 現場代理人を配置しなかったとき。

　(4) この契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

　(5) この契約の履行に当たり、監督員の指示に従わず、又はその者の職務の執行を妨げたとき。

　(6) この契約の相手方として、必要な資格を欠いたとき。

　(7) 正当な理由なく、第34条第 1項の履行の追完がなされないとき。

　(8) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に定めた条件に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第37条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

　(1) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。

　(2) 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

　(3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

　(4) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

　(5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

　(6) 第39条又は第40条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

　(7) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

　　ア　役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

　　イ　暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

　　ウ　役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この号において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

　　エ　役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

　　オ　役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

　　カ　役員等又は使用人が、アからオまでのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなとしていると認められるとき。

（談合その他の不正行為に係る発注者の解除権）

第37条の 2　発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、第36条第 4号に規定する不正の行為とみなし、この契約を解除することができる。この場合において、同条に規定する催告を要しないものとする。

　(1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。

　(2) 受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の 6若しくは第 198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。

　(3) 前 2号に規定するもののほか、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の 6若しくは第 198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第38条　第36条各号又は第37条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第36条又は第37条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第39条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第40条　受注者は、第16条の規定により設計図書を変更したため業務委託料が 3分の 2以上減少したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第41条　第39条又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除の効果）

第42条　この契約が解除された場合には、第 1条第 2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第32条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

2　発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において､発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

3　前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め､受注者に通知する。

（解除に伴う措置）

第43条　この契約が解除された場合において、第29条の規定による前払金があったときは、受注者は、第36条、第37条、第37条の 2又は次条第 3項の規定による解除にあっては、当該前払金の額（第32条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ契約締結の日における名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）（以下「契約規則」という。）第33条第 1項に定める割合で計算した額の利息を付した額を、第35条、第39条又は第40条の規定による解除にあっては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ、前条第 2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第29条の規定による前払金があったときは発注者は、当該前払金の額（第32条の規定による部分引渡しがあった場合は､その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第 3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第36条、第37条、第37条の 2又は次条第 3項の規定による解除にあっては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ契約締結の日における契約規則第33条第 1項に定める割合で計算した額の利息を付した額を、第35条、第39条又は第40条の規定による解除にあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

3　受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

（発注者の損害賠償請求等）

第44条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

　(1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。

　(2) この成果物に契約不適合があるとき。

　(3) 第36条、第37条又は第37条の 2の規定により、成果物の完成後に契約が解除されたとき。

　(4) 前 3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2　次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。

　(1) 第36条、第37条又は第37条の 2の規定により成果物の完成前にこの契約が解除されたとき。

　(2) 成果物の完成前に受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2号に該当する場合とみなす。

　(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

　(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

　(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

 4　第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第 2項第 2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5　第1項第1号の場合においては、発注者は、業務委託料から部分引渡しを受けた部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における契約規則第33条第 1項に定める割合で計算した額を請求するものとする。

6　発注者は、前項の請求をしようとするときは、納入期限を定め請求しなければならない。

7　発注者は、受注者が前項の規定する損害金を納入期限までに納付しないときは、業務委託料から損害金相当額を控除することができる。

8　第 5項に規定する遅延日数には、検査に要した日数及び第26条第 5項の規定により最初に指定した期限までの日数は算入しない。

9　第 2項の場合（第37条第 7号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（談合その他の不正行為に係る賠償額の予定）

第44条の 2　受注者がこの契約に関して第37条の 2各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、受注者は、請負代金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、請負代金額の支払いが完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じ、契約締結の日における契約規則第46条の 2第 1項に定める割合で計算した額の利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

　(1) 第37条の 2第 1号及び第 3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第 2条第 9項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和57年 6月18日公正取引委員会告示第15号）第 6項で規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、そのことを発注者が認めるとき。

　(2) 第37条の 2第 2号のうち、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が、刑法第 198条に規定する罪を犯し、刑に処せられたとき、又は第37条の 2第 3号のうち、刑法第 198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が、刑法第96条の 6の規定にも該当し、刑に処せられたとき（第37条の 2第 3号については、刑法第96条の 6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。

 2 前項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払いを請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

 3 第 1項の規定にかかわらず、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、発注者は、受注者に対してその超過分につき賠償を請求することができる。

 4 前 3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

（受注者の損害賠償請求等）

第45条　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

　(1) 第39条又は第40条の規定によりこの契約が解除されたとき。

　(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2　第27条第 2項（第32条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における契約規則第33条第 1項に定める割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第46条　発注者は、引き渡された成果物に関し、第26条第 4項（同条第 5項後段の規定により準用される場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2　前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3　発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第 6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から１年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4　発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

5　前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6　民法第637条第1項の規定は、第1項の契約不適合責任期間については適用しない。

7　発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8　引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(契約保証金等の返還)

第47条　契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われている場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該契約保証金又は担保を受注者に返還しなければならない。

(1) 成果物の引渡しを受けたとき。

　(2) 第35条第 1項の規定によりこの契約を解除したとき又は第39条若しくは第40条の規定によりこの契約を解除されたとき。

（相殺）

第48条　発注者は、受注者に対して金銭債権を有するときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、業務委託料請求権及びその他の債権と相殺し、不足のある場合はこれを追徴する。

（補則）

第49条　この約款に定めるもののほか、受注者は、契約規則その他関係法令の定めるところに従うものとし、この約款に定めのない事項その他疑義を生じた事項については、その都度発注者と受注者とが協議して定める。